

### 3 補償の内容

公務・通勤災害と認定された場合の補償の内容は下記のとおりです。

#### ○療養期間中の補償

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 療養補償   | 病院での治療費や入院費、認定請求のための診断書料などが支給されます。        |
| 休業補償   | 療養のため勤務ができず、給与が支給されない場合に、給与の一定割合が支給されます。  |
| 傷病補償年金 | 災害発生から1年6か月経過しても療養が続き、傷病等級に該当する者に支給されます。  |
| 介護補償   | 重度被災職員の介護に要した費用（上限あり、家族介護の場合は一定額）が支給されます。 |

#### ○障害が残った場合の補償

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 障害補償 | 障害を残して治癒（症状固定）した場合に、障害等級に応じて年金又は一時金が支給されます。 |
| 介護補償 | 重度被災職員の介護に要した費用（上限あり、家族介護の場合は一定額）が支給されます。   |

#### ○死亡した場合の補償

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 遺族補償 | 公務又は通勤災害により死亡した職員の遺族に、年金又は一時金が支給されます。     |
| 葬祭補償 | 公務又は通勤災害により死亡した職員の葬儀を行う者に対して、一定の額が支給されます。 |

#### ○福祉事業

法定の補償に加えて、基金独自の制度として、補装具の支給、リハビリテーションや上記の補償への給付の上乗せなど、被災職員の社会復帰を促進し、遺族等の生活安定を図るための付加給付が福祉事業として行われます。